



市議会だより

編集・発行／芦屋市議会

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL：0797 38 2001

ホームページアドレス <http://www.city.ashiya.lg.jp/shisei/shigikai/>

8月号

No. 85

マーチにのせて、届け笑顔

潮見中学校吹奏楽部は、顧問の虎岩先生、北川先生の指導のもと日々練習に励んでいます。部員数42名と、マーチングバンドとしては少数ながらも歌やダンスも取り入れた元気で明るいマーチングで昨年は関西大会で銀賞を受賞、今年も見ている人が元気になるマーチングで好成績を目指します。

～熱中☆瞬間～



6月定例会 Contents

- 第2回定例会のあらまし・・・・・・・・・・ P.2
- 賛否の分かれた議案・討論・・・・・・・・ P.3
- 付議事件等の審議結果・・・・・・・・・・ P.3
- 一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4～6
- 新しい議会体制ほか・・・・・・・・・・ P.7
- 議会クイズ・9月定例会日程（予定）・・・ P.8

～芦屋市議会は、市民の皆様により分かりやすく、親しまれる議会だよりを目指しています。ぜひ皆様のご意見をお聞かせください～ 芦屋市議会事務局 TEL 0797-38-2001（直）



潮見中学校吹奏楽部

子ども・子育て会議条例を可決

浜風幼稚園廃園検討に関する請願書を採択

第二回 定例会のあらまし

平成二十五年第二回定例会は、六月七日（金）から六月二十八日（金）までの二十二日間の会期で開催しました。

定例会初日には、正副議長を含む議会役員の変更と、各常任委員会委員などの選任を行い、議会の新しい体制が決まりました。

市長からは、市税条例の一部を改正する条例についてなどの専決処分報告二件と、公平委員会委員の選任についてなどの人事案件三件、芦屋市子ども・子育て会議条例の制定、芦屋市立打出浜小学校大規模改修工事請負契約の締結など十二件、計十七件の議案の提出がありました。

これらの議案のうち、芦

屋市子ども・子育て会議条例の制定は、本市の子ども・子育て支援策などを審議する審議会として、市民や保育所・幼稚園関係者などを含めた委員で構成する「子ども・子育て会議」を設置するための条例を制定するものです。また、平成二十五年年度芦屋市一般会計補正予算（第一号）は庁舎周辺整備に要する土地の取得や駐輪場の整備などに関するものです。

市長提出議案については、各常任委員会で慎重、詳細な審査を行い、いずれも承認、同意あるいは可決しました。

その他、浜風幼稚園の廃園検討に対して提出された「浜風幼稚園廃園検討についての協議のあり方に関する請願書」など、三件の請願が提出され、付託された各常任委員会の審査を経

て、本会議でいずれも採択されました。

また、請願第十号の採択に伴う議員提出議案として「少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書」が提出され、全会一致で可決されました。

各議案の議決状況は三面（付議事件等の審議結果）のとおりです。



今夏に大規模改修工事が行われる打出浜小学校

賛否の分かれた議案

芦屋市議会では、賛否の分かれた議案に対する議員個人の賛否を市議会だよりと市議会ホームページで公開しています。今回賛否の分かれた議案等は21議案中2議案で、採決の結果は下記の表のとおりです。全ての議案等の結果については次ページ「付議事件等の審議結果」をご覧ください。

会派	イーブンあしや					あしや新風会				創政クラブ			日本共産党		公明党		新社会党		議決結果						
議員	青山	福井美奈子	畑中俊彦	中島健一	重村啓二郎	松木義昭	中島かおり	長谷基弘	寺前尊文	いとうまい	徳重光彦	都筑省三	長野良三	山村悦三	平野貞雄	木野下章	森しずか	徳田直彦		帰山和也	田原俊彦	前田辰一	山口みさえ		
第45号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	可決(賛成19人 反対2人)	
請願第11号	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択(賛成14人 反対7人)

* ○…賛成、×…反対、欠…欠席、棄…棄権、—…議長（議長は表決に参加しません。）

賛否の分かれた議案

— 討論内容紹介 —

賛否の分かれた議案の討論を要約してお伝えします。今回は請願第11号を取り上げます。

請願第11号の内容は、上宮川町内に設置される暫定駐輪場について地域住民との協議を行い、住民の納得がないまま事業を進めることがないように求めるものです。

請願11号

賛成

請願の願意として全てに納得できなければ、何が何でも反対するというものではないと捉えている。地域住民としっかり話し合うことは当然である。9月1日までに暫定駐輪場が開設できるよう、当局には努力をしてほしい。

請願11号

反対

請願に賛成はしたいが、9月1日開設に向け、必ず合意ができるかどうか分からない以上、本請願には反対をせざるを得ない。当局は、必ず9月1日に間に合うよう、地域との話し合いに鋭意努力するよう強く要望する。

議会日誌 5月～7月	
【5月】	
13日 ▶	議員研修会
15日 ▶	議会改革特別委員会 ▶ 議会運営委員会 ▶ 代表者会議
29日 ▶	議会改革特別委員会
31日 ▶	議案説明会 ▶ 代表者会議
【6月】	
6日 ▶	全体協議会 ▶ 議会運営委員会 ▶ 代表者会議
7日 ▶	本会議（定例会第1日） 正副議長選挙等、 提案説明、委員会付託 ▶ 建設公営企業常任委員会 ▶ 民生文教常任委員会 ▶ 総務常任委員会 ▶ 議会運営委員会
10日 ▶	建設公営企業常任委員会
11日 ▶	民生文教常任委員会
12日 ▶	総務常任委員会
17日 ▶	議会運営委員会 ▶ 代表者会議
18日 ▶	本会議（定例会第2日） 一般質問
19日 ▶	本会議（定例会第3日） 一般質問
20日 ▶	本会議（定例会第4日） 一般質問
24日 ▶	民生文教常任委員会
27日 ▶	代表者会議 ▶ 議会運営委員会
28日 ▶	本会議（定例会第5日） 各常任委員長報告、討論、 表決等 ▶ 議会報編集委員会
【7月】	
3日 ▶	議会改革特別委員会
18日 ▶	議会改革特別委員会
19日 ▶	議会報編集委員会

付議事件等の審議結果		
議案番号	件名	結果
報告1	芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について	承認
報告2	芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	承認
38	公平委員会委員の選任につき市議会の同意を求めることについて	同意
39	人権擁護委員の候補者の推薦につき市議会の意見を求めることについて	同意
40	芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
41	芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決
42	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
43	芦屋市子ども・子育て会議条例の制定について	可決
44	災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
45	平成25年度芦屋市一般会計補正予算（第1号）	可決
46	平成25年度芦屋市公共用地取得費特別会計補正予算（第1号）	可決
47	芦屋市立打出浜小学校大規模改修工事請負契約の締結について	可決
48	芦屋市立宮川小学校空調設備改修工事請負契約の締結について	可決
49	財産の取得について	可決
50	市道路線の認定について	可決
51	芦屋市指定金融機関の指定について	可決
52	監査委員の選任につき市議会の同意を求めることについて	同意
議員提出13	少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	可決
請願10	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る請願書	採択
請願11	上宮川町内暫定駐輪場計画に関する請願書	採択
請願12	浜風幼稚園廃園検討についての協議のあり方に関する請願書	採択

可決した意見書（本文要約）

少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

小学校1年生、2年生と35人以下学級が実施されたものの、2013年度概算要求した「少人数学級を前進させるための予算」が一切認められていない。日本は、OECD加盟諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、一人一人に丁寧な対応を行うため、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

子供たちはどこにいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが必要である。しかし、義務教育費国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、GDPに占める教育機関への公的支出の割合は、OECD加盟国の中で最下位となっている。

よって、本市議会は、国において、以下の事項について積極的に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、少人数学級を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国の負担割合を2分の1に還元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

新しい選挙管理委員、同補充員決まる

本会議で選挙、7月2日に当選証書付与式を開催

6月28日（金）の本会議において、選挙管理委員及び同補充員の選挙が行われ、次の方が当選されました。（選挙管理委員及び同補充員は地方自治法の規定により、議会における選挙によって選出され、任期は4年です）

◆選挙管理委員（4人）

- ◇青木 央（あおき ひさし） 親王塚町在住
- ◇木村 明彦（きむら あきひこ） 楠町在住
- ◇高嶋 修（たかしま おさむ） 潮見町在住
- ◇千葉 孝子（ちば たかこ） 松浜町在住

◆選挙管理委員補充員（4人）

- ◇助野 勇（すけの いさむ） 山芦屋町在住
- ◇山下 正夫（やました まさお） 前田町在住
- ◇渡部 明（わたべ あきら） 松ノ内町在住
- ◇草部 慶親（くさべ よしちか） 清水町在住